

島根県医師会協力貯蓄制度の取扱いに関する契約書

一般社団法人島根県医師会（以下「甲」という。）と株式会社山陰合同銀行（以下「乙」という。）とは、島根県医師会協力貯蓄制度に関し、次のとおり契約する。

（定義）

第1条 本契約において次に掲げる用語は、各号に定める意味を有する。

① 協力貯蓄制度取扱銀行

甲が島根県医師会協力貯蓄制度の取扱いを指定した銀行をいう。

② 会員

甲の会員をいう。

③ 加入会員

第3条4項に定める加入資格を有する会員で、甲が島根県医師会協力貯蓄制度への加入を承認した会員をいう。

④ 協力貯蓄積立

島根県医師会協力貯蓄運営規則に基づき、加入会員が協力貯蓄制度取扱銀行に預託する積立金をいう。

⑤ 協力貯蓄融資

島根県医師会協力貯蓄制度に基づき、協力貯蓄制度取扱銀行が取扱う加入会員向けの融資をいう。

（協力貯蓄制度取扱銀行および取扱店の指定）

第2条 甲は、乙を協力貯蓄制度取扱銀行に指定し、乙の本店営業部を取りまとめ店として、次条以下に定める方法により、乙の本支店における島根県医師会協力貯蓄制度の取扱をおこなうものとする。

（協力貯蓄積立および加入資格）

第3条

- 1 本積立は、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円の中から、ひとつを指定のうえ平成20年4月を第1回として、3年間を1期とし毎月所定の金額を積立てるものとする。
- 2 積立方法は加入会員の指定する口座から、預金口座振替により積立てるものとする。
- 3 協力貯蓄積立金の払出しは、第1回積立から3年を経過したときに一括して、払戻すものとする。以後これを繰返す。
- 4 加入資格は、会員にして現に医業を営業者とする。

（融資）

第4条 乙の取扱店は加入会員に対し、融資申込に応ずるものとするが、融資条件についてはその都度甲、乙協議のうえ決定する。

（融資申込み）

第5条

- 1 加入会員が融資申込みを行うときは、甲を経由するものとする。
- 2 中途より加入した会員（一人医師医療法人成りした場合は除く）に対しては、加入後1ヵ年の間はこの取扱いは行わないものとする。

(融資限度額)

第6条 融資限度額は、以下の収入基準、積立基準のいずれか低い額とする。

1 収入基準は下記A、Bいずれか多い額とする。

A、直近決算書の医業収入（年商）の2.5倍。

B、直近3ヶ月間における医業収入の1ヶ月あたり平均額の30倍とし、社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬の口座入金額を基に算出する。

2 積立基準は、協力貯蓄積立月額1万円につき800万円とし、積立月額に比例し、最高16,000万円を限度とする。

3 一人医師医療法人設立会員に対する融資は原則として法人名で行うが、加入者の都合により個人名義（当該医療法人の理事長に限る）でも行うことができる。

但し、融資限度額は法人名と個人名と合算した額で、本条第1項または第2項の範囲内とする。

(保証人)

第7条 加入会員は融資申込みにあたり、下記により保証人の参加をするものとする。

1 医療法人・一人医師医療法人においては、代表権を有する理事1名以上とする。

2 個人開業医においては、原則不要とする。

3 一人医師医療法人の場合で個人名義（当該医療法人の理事長に限る）により借入を行うときは、当該医療法人とする。

(担保)

第8条 担保物件は原則として徴求しないものとする。但し、総借入額が1,000万円を超える場合は、甲乙協議のうえ必要と認めた担保を徴求することができる。

(融資利率)

第9条 融資申込みに対する利率は、以下の通りとする。

1 利率は、乙が決定する短期プライムレートおよび長期プライムレート（以下「基準金利」という。）を基準とする。

2 利率の変更幅は、基準金利が変更になった場合、その変更幅に100%連動するものとする。

3 利率の変更日は、基準金利が変更になった翌月の応当日以降とする。ただし、既貸出については、基準金利が変更になった翌月の応当日以降最初に到来する約定支払日の翌日より変更後の利率を適用する。

4 利率の決定は、基準金利に比較し次表に示した通りに決定する。

融 資 期 間	基準金利比
1 年 以 内	-0.425%
1 年 超 3 年 以 内	-0.625%
3 年 超 5 年 以 内	-0.725%
5 年 超 10 年 以 内	-0.725%
10 年 超 15 年 以 内	-0.825%
15 年 超 20 年 以 内	-0.625%
20 年 超 25 年 以 内	-0.425%

融資期間1年以内は短期プライムレートを、1年超は長期プライムレートを基準金利とする。

なお、平成21年2月13日現在の融資利率は次表の通りとなる。

融 資 期 間	融 資 利 率 (年 利)
1 年 以 内	1.675%
1 年 超 3 年 以 内	1.775%
3 年 超 5 年 以 内	1.875%
5 年 超 10 年 以 内	2.075%
10 年 超 15 年 以 内	2.275%
15 年 超 20 年 以 内	2.475%
20 年 超 25 年 以 内	2.675%

(返済期間および適用)

第10条 返済期間は25年以内とする。但し、据置期間6ヶ月をおくことができる。但し会員資格を喪失、または本制度を脱退した場合は原則として本契約による借入金は返済しなければならない。なお返済できない場合は、その日から本契約により定める融資条件を適用しないものとする。

(協議事項)

第11条 この契約内容に疑義のあるとき、または改訂する必要があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期限)

第12条 本契約の有効期限は平成20年4月22日より平成23年3月31日とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲または乙から別段の意思表示がない場合には、期間満了の翌日から起算して3年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。

本契約成立の証として本書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

松江市袖師町1番31号

甲 一般社団法人 島根県医師会
会 長 氏 名 ㊟

松江市魚町10番地

乙 株式会社 山陰合同銀行
取締役頭取 氏 名 ㊟